

宅地造成工事許可申請の手引き[R6.2.22 改訂版]新旧対応表

ページの () 内は旧手引きのページ

ページ	旧手引き (R6.2.1)	新し手引き (R6.2.22)	改訂理由
全ページ	ページ数 → 連番 (1～147ページ)	ページ数 → 章ごとに割り振り 〔1-1〕～〔15-37〕 ページ)	ページ割り振り変更
全ページ	—	表番号・図番号の修正	ページ数割り振り変更による
1-2 (2)	1. 3 「許可を要する工事」 (3) なお、宅地で行う工事を「宅地造成」、農地等で行う工事を「特定盛土等」、一時的な土石の堆積を「土石の堆積」といいます。	1. 3 「許可を要する工事」 (3) なお、宅地以外の土地を宅地にするための工事を「宅地造成」、宅地又は農地等で行う工事を「特定盛土等」、一時的な土石の堆積を「土石の堆積」といいます。	修正
2-6 (15)	図面番号7 → 「様式4」 図面番号8 → 「様式5」	図面番号7 → 「様式11」 図面番号8 → 「様式12」	HP 掲載様式との統一
2-11 (19)		2. 6 「他法令との関係」 ⑥雨水の流出量の増加が生じる土地の造成等を行う場合は、神戸市建設局河川課へ事前協議（洪水調整池の可否を協議）及び洪水調整池設置協議を行ってください。	追加
2-11 (20)	2. 7 「住民への周知」	2. 7 「住民への周知」 内容の追加・変更	重要
7-1 (35)	切土のり面については、崖の有無に関わらず、新たに生じるものについては植栽等のり面保護工を施さなければなりません。	切盛によって生じるのり面は、崖の有無に関わらず新たに生じるものについては、原則植栽等のり面保護工を施さなければなりません。（令第15条）	修正
7-4 (38)	盛土のり面については、崖の有無に関わらず、新たに生じるものについては植栽等のり面保護工を施さなければなりません。	切盛によって生じるのり面は、崖の有無に関わらず新たに生じるものについては、原則植栽等のり面保護工を施さなければなりません。（令第15条）	修正
7-8 (42)	のり面緑化工あるいは構造物によるのり面保護工等によって保護することが望ましい。 なお、擁壁によっておおわれない崖面は、必ず保護しなければなりません。	原則植栽その他の措置によって保護しなければなりません。 また、擁壁によっておおわれない崖面も、必ず保護しなければなりません。	修正

8-1 (43)	第8章「土石の堆積」	第8章「土石の堆積」 内容及び項目の追加	重要
100 (14-4)		2. 「L型鉄筋コンクリート標準擁壁の配筋要領」 イラストの修正（底版主筋部分）	配筋図の見直し